



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

公共測量の実施の通知（農地農村整備課）	1
公共測量の実施の終了の通知（農地農村整備課）	1
民有保安林の指定の解除・2件（森林管理課）	1
沖縄コンベンションセンターの利用料金の承認（MICE推進課）	2
基本測量の実施の通知（道路管理課）	9
公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）	9
急傾斜地崩壊危険区域の指定（海岸防災課）	9
土砂災害警戒区域の指定・3件（海岸防災課）	10
土砂災害警戒区域の指定の解除・3件（海岸防災課）	14
土砂災害特別警戒区域の指定・3件（海岸防災課）	16

### 公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課）	25
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	25
開発行為に関する工事の完了・17件（南部土木事務所）	26

## 告 示

### 沖縄県告示第131号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市地内（ツンググ地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和5年3月20日から同年5月26日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

### 沖縄県告示第132号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北大東村長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 北大東村字中野及び字南地内（東地区）
- 2 公共測量を実施した期間 令和4年7月29日から令和5年1月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

### 沖縄県告示第133号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和5年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 国頭郡本部町字瀬底真太原1711番1、1734番1、1734番2、1734番4、1734番5、字瀬底小堀原1964番1、1964番2
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

**沖縄県告示第134号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。  
令和5年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 国頭郡本部町字瀬底真太原1711番2、1711番3、1734番3、字瀬底小堀原1964番3
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

**沖縄県告示第135号**

沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第44号）第15条第3項の規定により、次のとおり沖縄コンベンションセンターの利用料金を承認した。

令和5年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 沖縄コンベンションセンター
- 2 指定管理者 沖縄コンベンションセンター共同事業体 那覇市久茂地3丁目1番1号
- 3 利用料金の適用年月日 令和5年4月1日
- 4 利用料金の額
  - (1) 施設利用料金

種別	区分	利用料金の額（円）							
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	追加料金（30分間につき）	
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時	9時～22時	22時～9時
展示場（控室等の附帯施設を含む。）	入場料を徴収しない場合	169,800	227,300	227,300	408,600	510,300	592,000	32,400	42,200
	5,000円未満の入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	203,300	272,500	272,500	505,000	611,800	820,300	40,700	50,900
	5,000円以上の入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	339,500	454,700	454,700	817,200	1,020,500	1,179,600	54,000	58,500
会議場A1（準備室等の附帯施設）	入場料を徴収しない場合	116,300	138,300	138,300	204,300	214,800	272,500	14,900	19,400
	入場料を徴収する場合及び商品の販売	141,500	165,600	165,600	245,200	257,800	334,300	18,300	23,800

設を含む。)	売、宣伝等の営業行為を行う場合									
会議場 A 2	入場料を徴収しない場合	32,500	39,800	39,800	57,600	60,800	76,500	4,200	5,400	
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	42,000	48,300	48,300	69,200	73,300	100,600	5,500	7,100	
会議場 A 3	入場料を徴収しない場合	13,600	17,800	17,800	25,200	26,300	33,600	1,800	2,300	
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	17,800	21,000	21,000	30,500	31,500	43,000	2,300	3,000	
会議場 B 1	入場料を徴収しない場合	60,800	75,500	75,500	106,900	111,100	143,600	7,800	10,200	
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	79,500	90,100	90,100	127,800	133,100	186,500	10,200	13,200	
会議場 B 2 (前室 等の施設 を含む。)	入場料を徴収しない場合	32,500	37,800	37,800	54,500	56,600	76,500	4,200	5,400	
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	38,800	45,100	45,100	65,000	68,100	91,200	4,900	6,400	
会議場 B 3、 会議場 B 4、 会議場 B 5、 会議場 B 6 及び 会議場 B 7	入場料を徴収しない場合	1室につき	20,000	24,100	24,100	34,600	36,700	48,300	2,500	3,300
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	1室につき	24,100	29,300	29,300	42,000	44,000	57,600	3,100	4,000
会議場 C 1	入場料を徴収しない場合		24,100	28,300	28,300	43,000	45,100	58,700	3,100	4,000
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合		29,300	33,600	33,600	51,300	54,500	72,300	3,900	5,100
会議場 C 2	入場料を徴収しない場合		13,600	17,800	17,800	26,300	27,300	34,600	1,800	2,300
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合		18,900	21,000	21,000	31,500	33,600	48,300	2,500	3,300
劇場 ホール (全楽 屋、	入場料を徴収しない場合	平日	61,800	82,800	82,800	156,100	185,500	253,600	12,200	15,300
		土曜日、	74,500	99,600	99,600	178,100	222,100	290,300	13,800	18,000

リハーサル室、控室等の施設を含む。)	3,000円未満の入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	平日	74,500	99,600	99,600	199,100	222,100	310,100	14,800	19,000
		土曜日、曜日及び休日	89,100	119,500	119,500	213,800	266,100	347,800	15,800	20,100
	3,000円以上の入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為等を行う場合	平日	93,300	124,700	124,700	223,200	278,700	363,600	16,800	21,100
		土曜日、曜日及び休日	112,100	149,800	149,800	268,300	334,300	435,800	17,800	22,100
	リハーサル室（大楽屋2を含む。）		10,100	13,500	13,500	27,100	30,500	44,100	1,200	1,600
	パーゴラ、ロビー、エントランスホールその他上記以外の施設	1平方メートル1日につき 390								

備考

- 1 「平日」とは、月曜日から金曜日まで（2に規定する休日を除く。）をいう。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 3 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 4 会議等の当日以外に、準備、撤去等のため専用して利用する場合における利用料金の額は、この表の区分に従い、次のとおりとする。
  - (1) 展示場については、当該区分に定める利用料金の額に100分の70を乗じた額
  - (2) 劇場ホール又は会議場については、当該区分に定める利用料金の額に100分の50を乗じて得た額
- 5 4において算出された利用料金の額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(2) 施設利用超過料金

種別	区分	超過料金の額（円） （30分間につき）	
		9時～22時	22時～9時
展示場（控室等の附帯施設を含む。）	入場料を徴収しない場合	34,100	42,600
	5,000円未満の入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	54,000	67,200
	5,000円以上の入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	68,200	85,300
会議場 A 1（準備室等の附帯施設を含む。）	入場料を徴収しない場合	20,700	25,900
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	24,800	31,000
会議場 A 2	入場料を徴収しない場合	6,000	7,500



	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合		7,200	9,000
会議場 A 3	入場料を徴収しない場合		2,700	3,300
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合		3,100	3,900
会議場 B 1	入場料を徴収しない場合		11,300	14,100
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合		13,500	16,900
会議場 B 2 (前室等の 附帯施設を含む。)	入場料を徴収しない場合		5,700	7,100
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合		6,800	8,500
会議場 B 3、会議場 B 4、 会議場 B 5、会議場 B 6 及び会議場 B 7	入場料を徴収しない場合	1室につき	3,600	4,500
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	1室につき	4,400	5,500
会議場 C 1	入場料を徴収しない場合		4,200	5,300
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合		5,000	6,300
会議場 C 2	入場料を徴収しない場合		2,700	3,300
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合		3,100	3,900
劇場ホール (全楽屋、 リハーサル室、控室等の 附帯施設を含む。)	入場料を徴収しない場合	平日	16,600	20,400
		土曜日、日曜日及び休日	18,300	23,400
	3,000円未満の入場料を 徴収する場合及び商品の 販売、宣伝等の営業行為 を行う場合	平日	21,400	25,500
		土曜日、日曜日及び休日	23,400	27,500
	3,000円以上の入場料を 徴収する場合及び商品の 販売、宣伝等の営業行為 を行う場合	平日	24,400	29,500
		土曜日、日曜日及び休日	26,500	32,600
リハーサル室 (大楽屋 2 を含む。)			2,000	2,500

(3) 附属設備利用料金

種別	品名	単位	利用料金の額 (円)
基本設備セ ット	展示場音響照明基本セット	1 式	35,000
	会議場 A 1 音響基本セット	1 式	30,000
	会議場 B 1、B 2 音響セット	1 式	30,000
	移動用音響基本セット	1 式	22,000
	レクチャーアンプセット	1 式	12,000
	会議場 A 1 照明基本セット	1 式	20,000

音響設備	コンデンサー型マイク	1本	1,200
	バウンダリーマイク	1本	1,200
	ステレオコンデンサーマイク	1本	2,600
	録音用コンデンサーマイク	1本	2,600
	ダイナミック型マイク	1本	800
	ワイヤレスマイク	1本	800
	エレベーターマイク装置	1台	1,000
	マイク3点吊り装置	1台	2,000
	CDプレーヤー	1台	2,000
	MDデッキ	1台	2,000
	エフェクター類	1台	1,200
	仮設音響調整卓	1台	7,400
	スピーカー（モニター用）	1台	2,000
	照明設備	スポットライト（1kW未満）	1台
スポットライト（1kW以上）		1台	650
ストリップライト（100W×12灯）		1台	800
ストリップライト（100W×6灯）		1台	380
ローアホリゾンライト（500W）		1式	2,000
アッパーホリゾンライト		1式	2,500
中アッパーホリゾンライト		1式	2,500
クセノンピンスポットライト（2.0kW）		1台	11,000
ランプピンスポットライト（650W）		1台	1,200
第1サスペンションスポットライト		1式	1,200
第2サスペンションスポットライト		1式	1,200
第3サスペンションスポットライト		1式	1,200
第4サスペンションスポットライト		1式	1,200
第1フロントサイドスポットライト		1式	1,200
第2フロントサイドスポットライト		1式	1,200
第1シーリングスポットライト		1式	2,000
第2シーリングスポットライト		1式	2,000
調光ユニット、分岐分電盤		1台	8,000
効果器関連（エフェクト、ストロボ、ミラーボール、IT O効果器等）。先玉を含む。		各1式	2,000
クランク式ハイスタンド		1台	800

映写設備	液晶ビデオプロジェクター (8,000ルーメン以上)	1 式	60,000
	液晶ビデオプロジェクター (5,000ルーメン以上8,000ルーメン未満)	1 式	30,000
	液晶ビデオプロジェクター (5,000ルーメン未満)	1 式	17,000
	モニターテレビ (液晶テレビ52型)	1 式	2,000
	DVDデッキ (ブルーレイデッキ)	1 台	1,200
	常設スクリーン (A1、B1、B2、劇場ホール)	1 基	4,600
	移動スクリーン	1 式	1,200
	移動組立式スクリーン	1 式	4,000
	映写スタンド、AVスタンド	1 台	500
同時通訳設備	同時通訳セット (A1 常設)	1 式	58,000
	同時通訳追加セット (A1 常設)	1 式	7,000
	同時通訳セット (ポータブル)	1 式	58,000
	同時通訳追加セット (ポータブル)	1 式	7,400
	誘導無線受信機 (イヤホン込) (10台1セット)	1 式	7,400
イス・テーブル設備 (会議場のイス・テーブル設備を除く。)	イスセット (イス50脚)	1 式	4,000
	イス・テーブルセット (テーブル25台・イス75脚)	1 式	9,400
	スタッキングチェア	1 脚	600
	テーブル	1 脚	600
舞台器具	仮設 Horizont 幕 (24m×11m)	1 台	7,400
	アルミトラス (L-2800)	1 本	2,000
	アルミトラス (L-2000)	1 本	2,000
	コーナートラス	1 本	1,200
	イントレ (3段)	1 基	1,000
	高所作業用自走タワー (伸縮15m、20m) (高所作業車 (21m))	1 台	5,800
	オーケストラピット	1 台	6,500
	小迫り	1 台	2,000
	音響反射板	1 台	4,500
	紗幕	1 台	2,000
	松羽目	1 台	2,000
	大黒幕	1 台	2,000
	所作台	1 台	500
	地絨	1 台	2,000

	指揮者台（指揮者台用譜面台含む。）	1台	350
	譜面台	1台	120
	コントラバス奏者用椅子	1脚	120
	ドライアイスマシーン	1台	4,500
	スモークマシーン	1台	4,500
一般備品	ホワイトボード・黒板	1式	600
	パーティション（三つ折り型）	1台	250
	パーティション（自立型）	1式	2,000
	演台	1台	2,000
	花台	1台	500
	司会者台	1台	1,200
	ポータブルステージ	1台	800
	仮設ステージ（ユニット式3.3平方メートル）	1台	3,200
	平台	1台	250
	金屏風	1双	3,200
	レーザーポインター	1本	650
	講演台セット	1式	2,500
楽器	グランドピアノ（スタインウェイ）（専用イス付き）	1台	11,500
	グランドピアノ（ヤマハ）（専用イス付き）	1台	6,000

備考

- 1 附属設備利用料金の額は、1日における利用の額とする。
- 2 ピアノの利用料金の額には、調律料は含まない。

(4) 電気又は水道利用料金

ア 空調利用料金

種別	単位	利用料金の額（円）
展示場	1時間までごとに	21,350
劇場ホール	1時間までごとに	16,350

イ 持込み器具電力利用料金

区分	単位	利用料金の額（円）
電気器具の定格消費電力の合計が3キロワットまでごとに	1日につき	1,250

ウ 水道利用料金

区分	利用料金の額（円）
1立方メートルまでごとに	630

**沖縄県告示第136号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 3 月 17 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施する地域 宮古島市及び渡嘉敷村
- 2 基本測量を実施する期間 令和 5 年 4 月 3 日から令和 6 年 1 月 31 日まで
- 3 作業種類 基本測量（離島の基準点整備及び現地調査）

**沖縄県告示第137号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、糸満市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和 5 年 3 月 17 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 糸満市字糸満及び字真栄里
- 2 公共測量を実施した期間 令和 4 年 8 月 15 日から令和 5 年 1 月 31 日まで
- 3 作業種類 公共測量（出来形測量）

**沖縄県告示第138号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県北部土木事務所において縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 17 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称 浦添市港川(2)地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から17号までを順次結んだ線及び標柱1号と17号を結んだ線に囲まれた区域

郡市	大字	字	地番	標柱番号
浦添市	港川	港川原	310番	1
浦添市	港川	港川原	276番 2	2
浦添市	港川	港川原	276番 2	3
浦添市	港川	港川原	276番 2	4
浦添市	港川	港川原	277番	5
浦添市	城間	赤畑	3000番	6
浦添市	城間	赤畑	2985番	7
浦添市	城間	赤畑	2986番 1	8
浦添市	城間	赤畑	2987番 1	9
浦添市	城間	赤畑	2987番 1	10
浦添市	城間	赤畑	2950番	11
浦添市	城間	赤畑	2950番	12

浦添市	城間	赤畑	2952番26	13
浦添市	城間	赤畑	2952番7	14
浦添市	城間	赤畑	2952番12	15
浦添市	港川	港川原	310番40	16
浦添市	港川	港川原	310番23	17

**沖縄県告示第139号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
許田(1)	名護市字許田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
許田(5)－1	名護市字許田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
許田(5)－2	名護市字許田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
数久田(2)－3	名護市字数久田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
世富慶(2)	名護市字世富慶の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
名護(9)	名護市字名護及び東江二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
名護(8)－1	名護市字名護及び字為又の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
名護(8)－2	名護市字名護及び字為又の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
名護(8)－3	名護市字名護の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
名護(8)－4	名護市字名護の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
名護(8)－5	名護市字名護の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

大北(1)	名護市字名護、字伊差川及び大北二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
川上(1)	名護市字川上の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
川上(3)	名護市字川上の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
我部祖河(2)	名護市字我部祖河の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
呉我(4)	名護市字呉我の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
二見(4)－ 1	名護市字二見の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
二見(4)－ 2	名護市字二見の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
二見(4)－ 3	名護市字二見の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
瀬嵩(2)－ 1	名護市字瀬嵩の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
瀬嵩(2)－ 2	名護市字瀬嵩の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第140号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和 5 年 3 月 17 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
石川(4)	うるま市石川曙三丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
赤道(2)	うるま市字赤道の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
川田(1)	うるま市字川田及び字大田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊



石川(5)	うるま市石川の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
石川山城(2)	うるま市石川山城、石川東恩納及び石川楚南の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
東恩納(4)	うるま市石川東恩納の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
栄野比(1)	うるま市字栄野比及び石川楚南のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
栄野比(2)	うるま市字栄野比の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
栄野比(3)	うるま市字栄野比の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
与那城桃原(1)	うるま市与那城桃原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
与那城宮城(1)	うるま市与那城宮城及び与那城池味の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第141号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大名	那覇市首里石嶺大名町2丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
石嶺	那覇市首里石嶺町3丁目、首里石嶺町4丁目及び浦添市字前田のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所、沖縄県中部土木事務所、那覇市役所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
赤平(1)-1	那覇市首里赤平町2丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
当蔵	那覇市首里当蔵町2丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
赤田	那覇市首里赤田町1丁目及び首里当蔵町3丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

金城(1)－2	那覇市首里金城町3丁目及び首里金城町4丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
天久(1)－1	那覇市字天久及び曙1丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
天久(1)－2	那覇市字天久及び曙1丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
天久(1)－4	那覇市字天久のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
楚辺	那覇市楚辺1丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
古波蔵(1)	那覇市楚辺2丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
古波蔵(2)	那覇市楚辺2丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
山下(2)	那覇市山下町及び金城1丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
山下(1)－2	那覇市山下町のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
山下(1)－3	那覇市山下町のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
小禄(1)	那覇市字小禄のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
小禄(3)	那覇市山下町及び字小禄のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
真地(2)－1	那覇市字真地並びに南風原町字兼城及び字新川のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所、那覇市役所及び南風原町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
繁多川(1)－1	那覇市繁多川3丁目及び繁多川4丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
天久(2)	那覇市字天久のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
末吉(3)	那覇市首里末吉町1丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

末吉(4)	那覇市首里末吉町2丁目及び首里大名町1丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
平良	那覇市首里末吉町1丁目及び首里平良町2丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
赤平(3)	那覇市首里赤平町2丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
赤平(4)	那覇市首里赤平町1丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
繁多川(4)	那覇市繁多川2丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
小禄(7)	那覇市字小禄のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第142号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和5年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
許田(1)	名護市字許田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
許田(5)	名護市字許田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
数久田(2)－3	名護市字数久田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
名護(8)－1	名護市字名護及び字為又の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
名護(8)－2	名護市字名護及び字為又の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
名護(9)	名護市字名護及び東江二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
大北(1)	名護市字名護、字伊差川及び大北二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
川上(1)	名護市字川上の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」	急傾斜地の崩壊

	は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。)	
我部祖河(2)	名護市字我部祖河の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
呉我(4)	名護市字呉我の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
瀬嵩(2)	名護市字瀬嵩の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊

**沖縄県告示第143号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和 5 年 3 月 17 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
石川(4)	うるま市石川曙三丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
赤道(2)	うるま市字赤道の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊

**沖縄県告示第144号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和 5 年 3 月 17 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大名	那覇市首里石嶺大名町2丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
石嶺	那覇市首里石嶺町3丁目、首里石嶺町4丁目及び浦添市字前田のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所、沖縄県中部土木事務所、那覇市役所及び浦添市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
赤平(1)－1	那覇市首里赤平町2丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
当蔵	那覇市首里当蔵町2丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊

赤田	那覇市首里赤田町1丁目及び首里当蔵町3丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
金城(1)－2	那覇市首里金城町3丁目及び首里金城町4丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
天久(1)－1	那覇市字天久及び曙1丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
天久(1)－2	那覇市字天久及び曙1丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
天久(1)－4	那覇市字天久のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
楚辺	那覇市楚辺1丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
古波蔵(1)	那覇市楚辺2丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
古波蔵(2)	那覇市楚辺2丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
山下(2)	那覇市山下町及び金城1丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
小祿(1)	那覇市字小祿のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
小祿(3)	那覇市山下町及び字小祿のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
真地(2)－1	那覇市字真地並びに南風原町字兼城及び字新川のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所、那覇市役所及び南風原町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
繁多川(1)－1	那覇市繁多川3丁目及び繁多川4丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
天久(2)	那覇市字天久のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
牧志	那覇市牧志3丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊



土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和 5 年 3 月 17 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
209-A17-10-1	名護市字許田のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
209-A17-10-2	名護市字許田のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
209-B17-08	名護市字許田のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
209-B17-09	名護市字許田のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
207-A17-05-01	名護市字数久田のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
207-A17-07	名護市字数久田のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
209-C17-13-2	名護市字数久田のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
209-A13-22	名護市字名護、大北一丁目、大北二丁目及び大北三丁目のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
209-C13-50	名護市字名護、大北一丁目及び大北二丁目のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
209-A14-13	名護市字仲尾次のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
許田(1)	名護市字許田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
許田(2)	名護市字許田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
許田(3)	名護市字許田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
許田(4)	名護市字許田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
許田(5)-1	名護市字許田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
許田(5)-2	名護市字許田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
許田(6)-1	名護市字許田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
許田(6)-2	名護市字許田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
許田(7)	名護市字許田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

	す区域		
許田(8)	名護市字許田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
許田福地原(1)	名護市字許田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
許田福地原(2)	名護市字許田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
許田福地原(3)	名護市字許田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
許田福地原(4)	名護市字許田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
湖辺底原(1)	名護市字許田及び字幸喜のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
湖辺底原(2)	名護市字許田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
湖辺底原(3)	名護市字許田及び字幸喜のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
数久田(1)	名護市字数久田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
数久田(2)－1	名護市字数久田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
数久田(2)－2	名護市字数久田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
数久田(2)－3	名護市字許田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
数久田(3)	名護市字数久田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
数久田(4)	名護市字数久田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
数久田(5)	名護市字数久田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
数久田(6)	名護市字数久田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
数久田(7)－1	名護市字数久田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
数久田(7)－2	名護市字数久田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
数久田(7)－3	名護市字数久田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
世富慶(2)	名護市字世富慶のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
名護(1)	名護市大中一丁目及び大中二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
名護(2)－1	名護市字名護、大東二丁目及び大	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり



	東三丁目のうち、次の図に示す区域		
名護(2)－2	名護市字名護、東江二丁目及び大東二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
名護(2)－3	名護市字名護及び東江二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
名護(3)	名護市字名護及び東江二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
名護(4)	名護市字名護及び東江二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
名護(5)－1	名護市字名護及び東江二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
名護(5)－2	名護市字名護、東江一丁目及び東江二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
名護(6)	名護市字名護、東江一丁目及び東江三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
名護(7)	名護市字世富慶、字名護、東江三丁目、東江四丁目及び東江五丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
名護(8)－1	名護市字名護及び字為又のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
名護(8)－2	名護市字名護及び字為又のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
名護(8)－3	名護市字名護のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
名護(8)－4	名護市字名護のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
名護(8)－5	名護市字名護のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
名護(9)	名護市字名護及び東江二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
名護(10)	名護市字名護及び東江二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
名護(11)	名護市字名護及び東江三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
名護(12)	名護市字名護のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大北(1)	名護市字名護、字伊差川及び大北二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大北(2)	名護市字名護及び大北二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
川上(1)	名護市字川上のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

川上(2)	名護市字川上のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
川上(3)	名護市字川上のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
我部祖河(1)	名護市字我部祖河及び字古我知のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
我部祖河(2)	名護市字我部祖河のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
呉我(1)	名護市字呉我のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
呉我(2)	名護市字呉我のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
呉我(3)	名護市字呉我のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
呉我(4)	名護市字呉我のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
呉我(5)	名護市字呉我のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
呉我(6)	名護市字呉我のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
呉我(7)	名護市字呉我のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
呉我(8)	名護市字呉我のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
二見(4)－1	名護市字二見のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
二見(4)－2	名護市字二見のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
二見(4)－3	名護市字二見のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
瀬嵩(1)	名護市字瀬嵩のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
瀬嵩(2)－1	名護市字瀬嵩のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
瀬嵩(2)－2	名護市字瀬嵩のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
瀬嵩(3)	名護市字瀬嵩のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
瀬嵩(4)	名護市字瀬嵩のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
伊波	うるま市石川伊波及び石川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
石川(1)	うるま市石川曙一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
石川(2)	うるま市石川曙一丁目及び石川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
石川(3)	うるま市石川曙二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
山城	うるま市石川曙二丁目及び石川東恩納のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
東恩納(1)	うるま市石川東恩納のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
東恩納(2)	うるま市石川東恩納のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
東恩納(3)	うるま市石川東恩納のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
天願	うるま市字天願のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
赤道(1)	うるま市字赤道のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
赤道(3)	うるま市字赤道及び字兼箇段のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
赤道(4)	うるま市字赤道のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
高江洲	うるま市字高江洲及び字兼箇段のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
喜屋武	うるま市字喜屋武及び字兼箇段のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
田場	うるま市字田場のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大田(2)	うるま市字大田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
南風原	うるま市勝連南風原のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
屋慶名(1)	うるま市与那城屋慶名のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
屋慶名(2)	うるま市与那城屋慶名のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

屋慶名(3)	うるま市与那城屋慶名のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
比嘉(1)	うるま市勝連比嘉及び勝連浜のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
比嘉(2)	うるま市勝連比嘉のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
門口(1)	うるま市与那城上原、与那城池味及び与那城宮城のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
門口(2)	うるま市与那城上原のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
池味	うるま市与那城池味のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
石川(4)	うるま市石川曙三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
赤道(2)	うるま市字赤道のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
川田(1)	うるま市字川田及び字大田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
石川(5)	うるま市石川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
石川山城(2)	うるま市石川山城、石川東恩納及び石川楚南のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
東恩納(4)	うるま市石川東恩納のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
栄野比(1)	うるま市字栄野比及び石川楚南のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
栄野比(2)	うるま市字栄野比のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
栄野比(3)	うるま市字栄野比のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
与那城桃原(1)	うるま市与那城桃原のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
与那城宮城(1)	うるま市与那城宮城及び与那城池味のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。)

**沖縄県告示第147号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
大名	那覇市首里大名町2丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
石嶺	那覇市首里石嶺町3丁目、首里石嶺町4丁目及び浦添市字前田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
儀保	那覇市首里儀保町3丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
赤平(1)－2	那覇市首里赤平町2丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
赤平(1)－1	那覇市首里赤平町2丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
赤平(2)	那覇市首里赤平町2丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
当蔵	那覇市首里当蔵町2丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
赤田	那覇市首里赤田町1丁目及び首里当蔵町3丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
繁多川(3)	那覇市繁多川4丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
安謝(1)	那覇市字安謝のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
安謝(2)	那覇市字安謝のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
天久(1)－3	那覇市字天久のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
天久(1)－1	那覇市字天久及び曙1丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
天久(1)－2	那覇市字天久及び曙1丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
楚辺	那覇市楚辺1丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
古波蔵(1)	那覇市楚辺2丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
山下(2)	那覇市山下町及び金城1丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
山下(1)－2	那覇市山下町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
山下(1)－3	那覇市山下町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
小祿(3)	那覇市山下町及び字小祿のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
石嶺(6)－1	那覇市首里石嶺町2丁目及び首里	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

	久場川町2丁目のうち、次の図に示す区域		
石嶺(6)－2	那覇市首里久場川町2丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
末吉(2)	那覇市首里末吉町1丁目及び首里儀保町4丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
儀保(2)	那覇市首里末吉町1丁目及び首里儀保町4丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
山川(3)	那覇市首里桃原町1丁目及び松島2丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
識名(3)－1	那覇市識名2丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
小祿(4)	那覇市字小祿のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
小祿(5)	那覇市字小祿のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
小祿(6)	那覇市田原2丁目及び字田原のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
石嶺(3)	那覇市首里石嶺町2丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
石嶺(2)	那覇市首里石嶺町2丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
首里鳥堀	那覇市首里鳥堀町5丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
末吉(1)	那覇市首里末吉町1丁目及び首里平良町2丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
繁多川(1)－1	那覇市繁多川3丁目及び繁多川4丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
繁多川(1)－2	那覇市繁多川3丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
天久(2)	那覇市字天久のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
上之屋	那覇市上之屋1丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
石嶺(5)	那覇市首里石嶺町3丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
真嘉比川201－A29－01	那覇市首里山川町2丁目、字古島及び松島2丁目のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
安謝川201－A29－05	那覇市首里末吉町1丁目のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
末吉(3)	那覇市首里末吉町1丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

末吉(4)	那覇市首里末吉町2丁目及び首里大名町1丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
平良	那覇市首里末吉町1丁目及び首里平良町2丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
赤平(3)	那覇市首里赤平町2丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
赤平(4)	那覇市首里赤平町1丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
繁多川(4)	那覇市繁多川2丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
小禄(7)	那覇市字小禄のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所、沖縄県中部土木事務所、那覇市役所及び浦添市役所において縦覧に供する。)

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドン・キホーテ宮古島店 宮古島市平良字西里1282番1ほか7筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 日本アセットマーケティング株式会社 東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号 代表取締役 平田一馬
- 3 法第8条第1項の規定による宮古島市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和5年3月17日から同年4月17日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年9月25日 沖縄県指令土第588号、令和5年2月13日 沖縄県指令土第13号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宮古島市平良字東仲宗根竹原717番1ほか8筆並びに717番10及び717番16地先
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 道路
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
 （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市銘苅一丁目14番19号福原ビル102号室 株式会社ピーネ



クスト 代表取締役 木村光一郎

- 5 検査済証番号 令和5年2月15日 第4860号
- 6 工事完了年月日 令和5年2月13日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年3月17日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年6月29日 沖縄県指令南土第300号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字保栄茂保栄茂原222番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字保栄茂374番地4 平良優斗、豊見城市字渡橋名160番地県営渡橋名団地2-713号 平良満
- 5 検査済証番号 令和5年1月25日 N第1412号
- 6 工事完了年月日 令和5年1月12日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年3月17日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年9月7日 沖縄県指令南土第463号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川真志久原292番10
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市当山二丁目40番3-5号ヴィラプルメリア302号室 神谷豊、浦添市当山二丁目40番3-5号ヴィラプルメリア302号室 神谷香織
- 5 検査済証番号 令和5年1月27日 N第1413号
- 6 工事完了年月日 令和4年12月24日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年3月17日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年8月30日 沖縄県指令南土第452号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字世名城世名城原222番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字真栄平1281番地B棟201号 菊池真二
- 5 検査済証番号 令和5年1月27日 N第1414号
- 6 工事完了年月日 令和5年1月11日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年3月17日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年4月5日 沖縄県指令南土第250号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字饒波饒波原79番

- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字饒波79番地 眞榮城守國
- 5 検査済証番号 令和5年2月2日 N第1415号
- 6 工事完了年月日 令和5年1月23日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年3月17日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年1月21日 沖縄県指令南土第38号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根橋口原664番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字潮平767番地の9花パレス306号 喜瀬正紀
- 5 検査済証番号 令和5年2月2日 N第1416号
- 6 工事完了年月日 令和5年1月20日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年3月17日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年2月4日 沖縄県指令南土第81号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字喜屋武喜屋武原514番及び307番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市西崎6丁目5番9-401号セレナ 黒島伸仁
- 5 検査済証番号 令和5年2月3日 N第1417号
- 6 工事完了年月日 令和5年1月20日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年3月17日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年5月24日 沖縄指令南土第352号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字喜屋武喜屋武原398番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字喜屋武361番地 仲西悦美
- 5 検査済証番号 令和5年2月6日 N第1418号
- 6 工事完了年月日 令和5年1月23日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年3月17日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年2月28日 沖縄県指令南土第143号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字保栄茂保栄茂原62番13ほか2筆
- 3 公共施設 なし

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市天久2丁目3番11号ライヴリー401 松本裕太、那覇市天久2丁目3番11号ライヴリー401 松本あかり
- 5 検査済証番号 令和5年2月8日 N第1419号
- 6 工事完了年月日 令和5年1月21日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年3月17日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年5月27日 沖縄県指令南土第351号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字大名久米原361番6及び361番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字兼城677番地6 エーエムマンション402 赤嶺翔太
- 5 検査済証番号 令和5年2月13日 N第1420号
- 6 工事完了年月日 令和4年12月20日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年3月17日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年7月11日 沖縄県指令南土第424号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川真志久原306番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市寄宮2丁目30番52-405号丸徳マンション 大城雅之、那覇市寄宮2丁目30番52-405号丸徳マンション 大城夏樹
- 5 検査済証番号 令和5年2月15日 N第1421号
- 6 工事完了年月日 令和5年1月29日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年3月17日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年2月17日 沖縄県指令南土第126号、令和5年2月9日 沖縄県指令南土第74号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字長堂山垣原369番の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所 南風原町字津嘉山386番地 城間治文
- 5 検査済証番号 令和5年2月15日 N第1422号
- 6 工事完了年月日 令和5年2月9日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年3月17日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年3月10日 沖縄県指令南土第176号、令和4年11月8日 沖縄県指令南土第639号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字上田東後原96番1ほか14筆、91番4及び91番5のそれぞれの一部並びに95番4地先、103番3地先及び96番18地先
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 開発道路
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字上田120番地1 大城康憲、豊見城市字豊見城465番地1 フローラぎぼ301号 大城利公、豊見城市字渡橋名85番地 赤嶺美智子
- 5 検査済証番号 令和5年2月15日 N第1423号
- 6 工事完了年月日 令和5年1月10日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年3月17日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年7月14日 沖縄県指令南土第433号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長木山原754番2ほか2筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 浦添市内間四丁目1番5号 株式会社ローソン沖縄 代表取締役 中西淳
- 5 検査済証番号 令和5年2月15日 N第1424号
- 6 工事完了年月日 令和5年1月26日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年3月17日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年2月3日 沖縄県指令南土第75号、令和4年12月26日 沖縄県指令南土第743号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字米須西原1064番1及び1065番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字福地145番地福地市営住宅C棟101号 波平哲侍
- 5 検査済証番号 令和5年2月17日 N第1425号
- 6 工事完了年月日 令和5年2月7日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年3月17日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年5月31日 沖縄県指令南土第365号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字保栄茂東原408番1の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字名嘉地369番地名嘉地住宅3-205号 大城駿、豊見城

- 市字名嘉地369番地名嘉地住宅3-205号 大城美来
- 5 検査済証番号 令和5年2月21日 N第1426号
  - 6 工事完了年月日 令和5年2月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年3月17日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年5月31日 沖縄県指令南土第366号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字保栄茂東原408番2及び413番1のそれぞれの一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字座安332番地3 大城牧子
- 5 検査済証番号 令和5年2月21日 N第1427号
- 6 工事完了年月日 令和5年2月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年3月17日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年6月24日 沖縄県指令南土第402号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字瀬長舟無小原49番6ほか2筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字豊見城359番地5 エクセルぎぼ101号 石垣正志、豊見城市字豊見城359番地5 エクセルぎぼ101号 石垣彩奈
- 5 検査済証番号 令和5年2月21日 N第1428号
- 6 工事完了年月日 令和5年2月14日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地
---	--